

長野県地方税滞納整理機構職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年長野県条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。